

随意契約締結結果の内容及び理由書	
契 約 担 当 課	企画調整課
件 名	野洲駅南口周辺整備事業詳細計画作成等支援業務
場 所	野洲市 小篠原 地先
概 要	野洲駅前にある市有地を有効活用し、民間の知恵と力を活かしたにぎわい創出を図るための、詳細事業計画の作成、連携事業者との事業契約締結等に係る業務支援。
履 行 期 間	令和 6 年 7 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで
契 約 締 結 日	令和 6 年 7 月 1 日
契 約 金 額	金 17,336,000 円（消費税及び地方消費税含む）
契 約 の 相 手 方	株式会社地域計画建築研究所 代表取締役 中塚 一
所 在 地	京都府京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99番地
契約の相手方の選 定 理 由	野洲駅南口周辺整備官民連携事業では、株式会社地域計画建築研究所に「野洲駅南口周辺整備事業官民連携支援業務」を委託し、年度を跨ぎ長期に渡って、野洲駅南口周辺整備構想の見直し、野洲駅南口周辺整備構想検討委員会や野洲駅南口周辺整備事業連携事業者選定委員会の運営のほか、連携事業者候補者の選定、連携事業者との基本協定締結など、本事業の根幹に関わる業務の支援を受けてきた。 今回の「野洲駅南口周辺整備事業詳細計画作成等支援業務委託」では、こうしたこれまでの業務、積み上げてきた内容と極めて密接に関連しており、そうした内容を熟知していなければ成し得ることができない業務となる。 さらに、事業詳細計画の作成にあたっては、事業協定や事業契約（土地売買契約）を締結することを見据え、連携事業者と詳細な協議を行っていく必要があるため、専門的知識やノウハウを有していることが求められる。 以上の理由から、先の業務を受託した同社が、本業務を円滑かつ迅速に履行できる唯一の事業者であると判断されることから、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき同社と随意契約するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 （該当する項目に○） ○(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。